

平成24年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

倒産法

問1 次の【説例】を読んで、次の各間に答えなさい。

【説例】 BはAに対して1000万円の貸金債権を有し、その履行期が到来しているが、Aはいっこうに当該債務を履行しようとしない。そこで、Bは、履行期の到来したAのCに対する1000万円の売掛債権について、Cを被告とする債権者代位訴訟を提起した。B C間の訴訟係属中、Aは破産手続開始の申立てを行い、1週間後、裁判所はAに対して破産手続開始決定を下し、Xを破産管財人に選任した。

- (1) B C間の訴訟は、Aの破産手続の開始により、その後どのような取り扱いを受けるか。
- (2) いったん開始されたAの破産手続がその後破産手続廃止決定により終了し、さらにAに対する免責許可決定が下され、それが確定した場合には、B C間の訴訟はどのように取り扱われるか。

問2 次の【説例】を読んで、次の各間に答えなさい。

【説例】 Bは、Aに対して(ア)1500万円と(イ)500万円の二口の貸金債権を有しており、これらを担保するためにCの土地上に1個の根抵当権の設定を受けた。その後、AはBに弁済をしないまま、平成23年4月10日に裁判所は、Aに対して破産手続開始決定を下し、Xを破産管財人に選任した。Aの破産手続において、Bは、(ア)および(イ)の貸金債権と遅延損害金を破産債権として届け出た。

- (1) Xが債権調査手続においてBの届け出た債権を否認した場合、現行破産法は、破産債権を効率的に確定させるために、どのような手続を有しているかについて説明しなさい。
- (2) Xは、債権調査手続において、Cが平成23年6月30日にBに(ア)債権について1500万円を弁済したことを理由に、Bの届け出た(ア)債権を否認した。この場合、Xの否認は認められるか。